

介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から全ての介護サービス事業を行う法人に対して、法令遵守責任者の選任などの業務管理体制の整備をすること及び届出が義務付けされました。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

○ 業務管理体制の整備に関して、新規に届け出る場合

(介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140条の39、第140条の40)

※新規に法人を立ち上げ、介護サービス事業の指定を受けた時から、遅滞なく提出してください。

① 単位

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、株式会社など法人(=事業者)単位で届出。



② 事業所数カウント方法

指定を受けているサービス種別ごとに1事業所とカウント。

「居宅サービス」・「介護予防サービス」・「居宅介護支援」・「施設サービス」・「地域密着型サービス」・「地域密着型介護予防サービス」

注1) 病院等が行う居宅サービス「居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション(各予防含む)」であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとされる「みなし事業所」は除きます。

注2) 同一の事業所番号が付与されていますが、介護予防もカウントします。

例えば、訪問介護と介護予防訪問介護の指定を併せて受けている場合は、2と数えます。

注3) 指定を受けている数により届出の内容が変わります。



事業所数が20未満
(小規模事業者)

事業所数が20以上100未満
(中規模事業者)

事業所数が100以上
(大規模事業者)



「法令遵守責任者」の選任

「法令遵守責任者」の選任

「法令遵守責任者」の選任



「法令遵守規程」の整備

「法令遵守規程」の整備

「業務執行の状況の監査」

「法令遵守責任者」

法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではないが、少なくとも介護保険法(以下「法」という。)及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定していること。なお、法令部門を設置していない事業者の場合には、事業者(法人)内部の法令遵守を確保、徹底することができるものを選任すること。

「法令遵守規程」(業務が法令に適合することを確保するための規程)

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」については、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、規程の全体像が分かる既存のもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

※厚生労働省から参考例は示されていません。



第10号様式
※様式中「届出の内容」欄は1を選択
法人における法令遵守責任者の役割を確認できる書類

第10号様式
※様式中「届出の内容」欄は1を選択
法人における法令遵守責任者の役割を確認できる書類
「法令遵守規程」の概要

第10号様式
※様式中「届出の内容」欄は1を選択
法人における法令遵守責任者の役割を確認できる書類
「法令遵守規程」の概要
「業務執行の状況の監査」の方
法の概要

※法人における法令遵守責任者の役割を確認できる書類を忘れずに添付してください。(原本証明が必要)
理事長、代表取締役等の場合 → 「法人登記簿謄本」または「理事会議事録」等のコピー
施設長、事務長、管理者等の場合 → 「雇用契約書」または「辞令書」等のコピー

⑤届出先

① 事業所等が2以上の都道府県に所在	長寿社会対策課施設サービスグループ → 厚生労働大臣又は地方厚生局長
② 地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、 指定事業所が同一市町村内に所在	市町長 →
③ ①及び②以外	香川県 長寿社会対策課 施設サービスグループ →

○ 以下の場合は、変更届を提出してください。

(介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140条の39、第140条の40)

⑥変更届について

① 事業所等の指定等により、事業展開地域が変わり届出先区分の 変更が生じた場合 (介護保険法第115条の32第4項)	→	第10号様式を提出 ※様式中「届出の内容」欄は2を選択
注) 区分の変更に関する届出は、 変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出ること。 例: A県のみで事業展開していた事業者が、 新たにB県においても事業を開始した場合の届出先 A県知事→地方厚生局長に変更		

② 届出事項に変更があった場合 (介護保険法第115条の32第3項)	→	第11号様式を提出
※変更届が必要となる事項		

・ 事業者の名称または氏名
 ・ 主たる事務所の所在地
 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 ・ 事業所(施設)の名称及び所在地
 ・ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
 ・ 法令遵守規程の概要(事業所が20以上の事業者に限る。)
 ・ 業務執行の状況の監査の方法の概要
 (事業所が100以上の事業者に限る。)

注1) 以下の場合は、変更届は不要です。

- ・ 事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が
変更されない場合(事業所区分に変更がない場合)
- ・ 法令遵守規程の字句の修正など、業務管理体制に影響を及ぼさない
軽微な変更の場合

注2) 変更届には、変更内容が分かる書類を添付してください。

変更内容	添付書類
・ 事業者の名称または氏名 ・ 主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	定款、寄付行為及び登記事項証明書 等
・ 事業所(施設)の名称及び所在地	土地及び建物の登記事項証明書 等
・ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日	法令遵守責任者の役割が確認できる書類 (新規届出時の添付書類と同じ)
・ 法令遵守規程の概要(事業所が20以上の事業者に限る。)	法令遵守規程の概要(規程全文でも可)
・ 業務執行の状況の監査の方法の概要 (事業所が100以上の事業者に限る。)	業務執行の状況の監査の方法の概要

⑦様式

届出様式は、下記のホームページからダウンロードしてください。
 「かがわ介護保険情報ネット」—「事業者支援情報」—「○指定・届出」—「様式集」—「業務管理体制の届出」
<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/youshiki/kanritaisei.html>

⑧担当

香川県健康福祉部長寿社会対策課 施設サービスグループ
 〒760-8570
 香川県高松市番町四丁目1番10号
 TEL:087-832-3266
 FAX:087-806-0206

平成25年度 介護保険サービス事業者業務管理体制確認検査（一般検査） 結果

検査事項	傾向	留意点	取組事例
①法令遵守についての方針の策定について（※）	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守方針を明確に文書等で規定していない事業者が多く見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の基本理念、法令遵守責任者の役割、法人の法令遵守体制について規定されたマニュアル等が整備されていることが望ましい。 ・業務管理体制は法人単位の届出であるため、法人単位の法令遵守マニュアルを整備することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守マニュアルを整備し、職員に周知するとともに、施設内に掲示している。 ・年に1度、役員会で法令遵守マニュアルの見直しを実施している。
②法令遵守責任者の役割について	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守責任者が誰であるかを答えられない事業者が見受けられた。 ・法令遵守責任者を職員等に周知していない事業者が見受けられた。 ・法令遵守責任者の役割を明確に文書等で規定していない事業者が多く見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守責任者の中として法令改正や県からの通知等の周知体制を構築することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守マニュアルに法令遵守責任者の役割や業務内容について規定している。 ・法令遵守責任者自らが法令改正や県からの通知等を確認し、職員会議等で職員に周知している。
③法令遵守体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止、身体拘束抑制、事故の発生防止及び適正な介護報酬の請求等について、多くの事業所が職員への研修や注意事項についての周知を行っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等違反の疑いがあつた場合の内部通報の仕組みを確立することが法令等違反行為の未然防止につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬の請求内容について、請求事務担当者の後に法令遵守責任者が再確認するなど、ダブルチェック体制を徹底している。 ・内部通報に関する規程を整備し、規程中で通報窓口や通報者等の不利益取扱いの禁止等について定めている。
④法令遵守に係る評価・改善活動について	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの事業者が職員会議等でサービス提供中に発生した問題について、改善活動を行っていた。 ・事業者内部で研修を実施しているが、法令遵守に関することは行っていない事業者が多く見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議の記録を整備し、職員間で回覧することで情報の共有を図ることができる。 ・法令遵守についても研修に加えることで、事業所等における法令遵守の意識が高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年に1度、各施設で外部講師による法令遵守研修を実施している。 ・月に1度、職員による自己評価を実施し、評価表に法令遵守責任者がコメントを記載し、フィードバックしている。 ・職員会議で発生した問題について情報を共有し、改善や予防措置が講じられている。

※ 事業所数が20以上100未満の中規模事業者については、法令遵守規程を整備し概要を届出ることが義務付けられています。